

資料提供

令和4年6月8日
課名 農業基盤課
担当 槇原
電話 082-228-2157 (直通)
内線 3642

三川ダム小水力発電施設の事故並びに被害住民への損害賠償について

1 要旨・目的

三川ダムの小水力発電施設の事故が発生し、周辺の家庭の電化製品等へ損害を与えたため、県は関係者と連携しながら被害の全体把握を行うとともに事故の原因や責任について調査してきた。これにより、被害者への損害賠償に係る説明を行う予定としている。

2 現状・背景

三川ダムの小水力発電は、接続する送電線が停電した際に送電（運転）を自動で停止する機能が設定されている。しかし、今回、その機能が作動しなかったため不安定電気が流れ続け、周辺の家屋の電気機器が破損するなどの被害が発生した。また、ダムの操作に係るコンピューターや機器類の損傷が発生し、一時的に操作不能となった。（現在は、仮応急を含め対応済）

3 概要

(1) 施設の所在地

世羅町伊尾

(2) 経過

令和4年5月19日 14時55分頃 世羅町一帯で停電が発生

15時35分頃 停電が復旧

16時50分頃 小水力発電施設を手動で停止

以降、保守点検業務の受託者や弁護士等と事故の原因や責任について調査・協議

(3) 発生要因

小水力発電施設に係る保守点検業務の受託者（イーメル工業（株））は、令和3年12月に点検を行った。しかし、点検作業を終了した後に設備（停電が発生した際に小水力発電を停止するための設備）の復元作業を失念していたことが起因となり、この度の事故が発生した。なお、詳細な事故報告書は、現在、施設の電気主任技術者（受託者：中国電気保安協会）が策定中である。

(4) 住民への影響と対応

①被害状況

対象となる60戸に対して、関係者とともに戸別訪問などを通じて電化製品の被害などの把握を行った。（被害戸数21戸〔6月7日時点〕）被害者に対して、今回の事故を謝罪したうえで、損害賠償に係る説明会などを開催する予定である。

②損害賠償について

小水力発電施設が周辺家屋での被害の原因であることから、関係者との協議を進め、被害者へ損害賠償金をできるだけ早期に支出できるよう努める。（詳細は現在調整中）

(5) 住民以外の施設等（中国電力等）の損害について

中国電力が各家屋に設置している計量器や県のダムの施設等も損害を受けており、この対応は別途イーメル工業と整理する。（住民等への対応を優先）

4 再発防止策

現在作成している事故報告書の内容を精査し、操作手順の明確化並びに作業漏れの予防など具体的な対応策を関係機関と調整のうえ、再発防止策として策定する予定。